

さいたま市告示第1109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年7月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マルエツ大宮大和田店

所在地 さいたま市見沼区大和田町一丁目1629-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 浅子 良三

住 所 さいたま市見沼区大和田町一丁目1644番地

名 称 株式会社マルエツ

代表者氏名 代表取締役 古瀬 良多

住 所 東京都豊島区東池袋五丁目51番12号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗前駐車場	76台
合計	76台

(変更後)

位置	収容台数
店舗前駐車場1	27台
店舗前駐車場2	57台
合計	84台

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
店舗前駐車場入口	入口1箇所
店舗前駐車場出口	出口1箇所
合計	2箇所

(変更後)

区分	出入口の数
駐車場出入口 1	出入口 1 箇所
駐車場出入口 2	出入口 1 箇所
合計	2 箇所

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位置	利用できる時間帯
店舗前駐車場	2 4 時間

(変更後)

位置	利用できる時間帯
駐車場出入口 1	2 4 時間
駐車場出入口 2	2 4 時間

(4) 変更する年月日

令和 4 年 7 月 2 日

(5) 変更する理由

区画整理事業における換地計画に伴い駐車場敷地の変更に伴い暫定の計画ではあるが、駐車場の形状に変更が生じたため。

2 届出年月日

令和 4 年 7 月 1 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 4 年 7 月 1 4 日から令和 4 年 1 1 月 1 4 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 ( 8 2 9 ) 1 9 4 4

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目 1 2 4 番地 1

電話 0 4 8 ( 6 4 6 ) 3 0 9 3

FAX 0 4 8 ( 6 4 6 ) 3 1 5 1

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 7 月 1 4 日から令和 4 年 1 1 月 1 4 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944